



平成21年5月15日

各 位

会 社 名 東亜ディーケーケー株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐々木 輝男
(コード番号 6848 東証第2部)
問合せ先 取締役管理本部長 玉井 亨
(TEL 03-3202-0242)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月15日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第65回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日をもって施行され、上場会社の株券が一斉に電子化されたことに伴い、現行定款第7条の株券を発行する旨の規定、第8条第2項の単元未満株券不発行に関する規定、第9条の実質株主及び第11条第1項の実質株主名簿に係る文言が不要となりますので、これらを削除するものであります。
- (2) 株券電子化に対応するための株式取扱規程の改定により、株主権(請求・届出、少数株主権等)の行使の手続きに関する事項が株式取扱規程に定められていることを明確にするため、現行定款第13条に「株主権行使の手続きその他」の文言を追加するものであります。
- (3) 平成22年1月6日をもって失効する現行定款第12条第3項の株券喪失登録簿に係る規定を移設するため、附則の新設を行うものであります。
- (4) 上記のほか、条数の繰上げ等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>第7条(株券の発行)</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削 る)
<u>第8条(単元株式数および単元未満株券の不発行)</u> 当社の単元株式数は、1,000株とする。 <u>2. 当社は、単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u>	第7条(単元株式数) 当社の単元株式数は、1,000株とする。 (削 る)

第9条（单元未満株式についての権利）

当社の单元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する单元未満株式について、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1)～(4) （条文記載省略）

第10条（单元未満株式の売渡請求）
（条文記載省略）

第11条（基準日）

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第12条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式および新株予約権に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。

第13条（株式取扱規程）

当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、单元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第14条～第47条 （条文記載省略）

第8条（单元未満株式についての権利）

当社の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式について、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1)～(4) （現行どおり）

第9条（单元未満株式の売渡請求）
（現行どおり）

第10条（基準日）

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第11条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式および新株予約権に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。

第12条（株式取扱規程）

当社の株主権行使の手続きその他の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第13条～第46条 （現行どおり）

(新設)	<p><u>附則</u></p> <p><u>第1条</u> <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置き その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これ を株主名簿管理人に取り扱わせ、当社におい ては取り扱わない。</u></p> <p><u>第2条</u> <u>前条および本条は、平成22年1月6日をも って削るものとする。</u></p>
------	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月26日(金)
定款変更の効力発生日	平成21年6月26日(金)

以上